

国土交通省においては、今般、地方公共団体の現場において、着実に公営企業会計の導入が進むよう、日本下水道協会と連携し、「下水道事業における公営企業会計導入の手引き〈移行対応版〉」を策定。

1. 固定資産台帳の登録単位(合理的な分類区分)

- ・ 下水道事業における合理的な分類区分(工事、取替)として標準整理手法を位置づけ。
- ・ 公営企業会計移行後に除却した固定資産を固定資産台帳から特定する容易さを考慮し、資産整理時に下水道台帳等により実体資産との突合を図る作業手順を提示。ただし、実体資産との突合については、総合的に判断する必要があるものとした。

2. 固定資産台帳の登録単位(移行時の取扱)

- ・ 簡易整理手法を公営企業会計移行時のみ採用できる手法として位置付け。
- ・ 簡易整理手法における資産整理・評価の具体的な作業手順を追加。

3. 固定資産台帳の記載項目

- ・ 標準的な台帳記載項目以外の項目として、固定資産の管理運営において活用性が高い項目を提示。